

<p>投稿年月日</p>	<p>平成 27 年 8 月 15 日</p>	<p>投稿者</p>	<p>市内在住 男性</p>
<p>ご意見・ご提案 内 容</p>	<p>①有家町内小学校統合に伴い、教室数が不足するため、図書室を別棟で建設を行うとの計画がなされている。小学校図書室を市民図書室として、他市にもみられるよう、地域住民との交流の場、生涯学習の場として開放してはいかがか。</p> <p>現在学校図書館に司書がおられるのか存じ上げないが、児童のためのみの教育の場として整備するだけではもったいないのではないか。公共図書館との連携を図り、手狭な有家図書館とのすみわけや今後の在り方も検討していただきたい。</p> <p>②キリスト教関連遺産には入っていないが、周遊の観光スポットとして、パンフレットなどに有家セミナーヨ跡が記載されている。観光客の中にもここを訪れる方がいらっしゃるが駐車場すら整備されておらず、観光スポットとしては不十分である。周辺のキリシタン史跡公園、墓碑を含め遺産観光のなかで今後あり方を検討して頂きたい。</p> <p>また、キリスト教関連遺産を観光の中核として位置づけることに異議はないが、その歴史を語り紐解くなかで偏った記述や言動がなされていると感じることがある。雲仙の修験道や島原半島の神社仏閣が数多く破却され、島原の乱も相まって江戸以前の歴史を遡ることができない神社、古刹が市内にあることへの理解が不十分ではないか。</p> <p>観光としてではあるが、行政が中立を保つべき宗教を扱っているという意識を強く認識すべきである。</p> <p>③南島原市の議会だより第 37 号にて議会広報編集特別委員会視察報告として、沖縄県南城市を視察され、議会だよりにおいて出欠、議員別表決状況の記載を受け、その成果として本市議会だよりでも採決一覧を取り入れることとしたと述べられている。</p> <p>ところでお隣雲仙市の議会だよりにおいては以前より議員の賛否表が記載されているが、これとの違い、参考にしなかった理由、加えて、現在ほとんどの自治体において広報などはウェブサイト上で閲覧可能であると思うが、周辺自治体の広報等についてどれくらい把握されているのかお尋ねしたい。</p> <p>また、紙面構成、編集技術以上に研修により得るものも多少は理解できるが、その結果としての視察報告として市民が求めているのは、概要の説明ではなく学び得たものを披瀝することではないか。この研修に至った経緯はともかくその成果が活かされることを望みたい。</p>		
<p>回 答</p>	<p><①に対する回答> 担当：生涯学習課 有家町内小学校統合に伴い、教室数が不足するため、図書室を別棟</p>		

で建設を行うとの計画につきましては、まったくの白紙の状況でございます。

今後、有家ブロックの統合を進めていく上で、保護者や地域の皆様方のご意見等を伺いながら検討していきたいと考えております。

なお、市立図書館と学校図書室の連携については、今後検討していきたいと考えております。

<②に対する回答> 担当：世界遺産登録推進室・商工観光課

市内のキリシタン関連の史跡に関しては、整備が追いついていないのが実情です。

現在、長崎県では、県・市の指定文化財となっているキリシタン関連の史跡は、世界遺産登録推進の取組みにおいて、重要な遺産であることから、「長崎の教会群とキリスト教関連の歴史文化遺産群」と位置づけ、遺産の価値を伝える取組みなどが進められています。よって、市としても、来訪者への配慮を十分考慮した取組みを、今後進めていきたいと考えています。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を世界遺産に進めるにあたって、本市資産である日野江城跡・原城跡が構成資産となっています。史跡の価値には、城郭としての価値や、一揆のような出来事の価値など様々あるなかで、今回の世界遺産における本市の役割として、「東西相互の交流の場で、キリスト教文化の繁栄を示す中世の城郭跡や、島原・天草一揆という出来事が、禁教下でも組織的に信仰が継承されていたこと示すもので、海禁（鎖国）となるきっかけとなった。」場所としています。

14の構成資産には、城跡（日野江城跡・原城跡）、歴史的景観（平戸・外海・天草に所在するキリシタン関連遺跡とそれを取りまく景観）、キリシタンの聖地や殉教地などが含まれます。教会建築、信徒発見のきっかけとなった教会堂や、かつての潜伏地であった平戸・五島などの教会堂があります。これらが、「16世紀の東西交流を背景に始まった日本におけるキリスト教の伝播と根付いていったプロセスによって形成され、16世紀に日本に伝播したキリスト教が、長崎地方において途切れることなく継承されたことを示す代表的な資産」としています。

世界遺産は、人類共通の宝として保存し将来に伝えるため、国際的な協力や援助体制を確立しようとするユネスコの取組みです。ユネスコが提唱する世界遺産の精神は、「諸民族が互いの文化や価値観を理解することで偏見を取り除き、心の中に平和のとりでを築こう」とするユネスコ憲章の思想に根を持っています。よって市としては、中立を保ちつつ登録推進を進めています。

本市では、キリスト教の受容の追究として、山岳宗教の繁栄や、近隣諸国（肥後・薩摩など）との関わり、寺社の破壊など歴史を把握した上で、今回のキリスト教関連に関わる時代に焦点を絞り進めています。

しかし、今後は世界遺産を契機に、調査研究などの拡大を進め、この地で起きた長い歴史について理解を深める取組みを、実現できればと考えています。

また、観光の面ではキリスト教関連遺産の世界遺産登録を機に、交流人口の拡大、地域活性化へと繋げるための取組みを行なっています。特に地域の歴史や価値、魅力を伝える観光ガイドは観光客のリピーターに繋がる重要な役割と位置付けており、（一社）南島原ひまわり観光協会と連携して観光ガイドの育成を行っています。

昨年度は世界遺産登録を見据えて、市内にある既存のガイド5団体を併せたガイド団体として、「南島原ガイドの会 有馬の郷」を設立し、ガイドの研修等を実施しているところです。ご意見いただいたように、キリスト教関連遺産だけがクローズアップされると正しく伝わらない部分があるため、なぜ世界遺産の価値があるのかと併せて、この地におけるキリスト教関連遺産の光と影の部分を伝えることを踏

まえた研修を行なっております。まだまだ受け入れ態勢が十分とは言えず、今後も引き続き、研修の機会を重ね、訪れた観光客へより良いおもてなしができるよう取り組んでいきたいと考えています。

＜③に対する回答＞ 担当：議会事務局

いつも南島原市議会だよりをお読みいただき、ありがとうございます。

さて、議会広報編集特別委員会では、よりよい「議会だより」にするため、委員会研修や周辺市議会との情報・意見交換などを通して、他市議会の最新の取組状況の把握に努めているところであり、情報収集を行う際には、ウェブサイトの利用も行っております。

これらの委員会研修や情報収集の結果として、今回（議会だより37号）から採択一覧を掲載することになったものであります。

さて、「雲仙市議会だよりとの違い、参考にしなかった理由について」のお尋ねですが、雲仙市の議会だよりでは、主な議案の内容について掲載されているのに対し、本市では予算や決算に関連する議案に限られている点があるかと思えます。このことにつきましては、従来の紙面レイアウトが一般質問の内容をより詳しくお知らせしたいとの考えによるものですが、事務局といたしましては、今後検討すべき課題と考えております。

次に、「必要なことは、今回、学び得たものを紙面上に披瀝するこ

	<p>とではないか」のご指摘に対しましては、ご指摘していただいた点に留意しながら、今回の研修成果をしっかりと活かした、よりよい広報誌になるよう、今後全力を尽くしてまいりたいと考えております。</p> <p>今回は、貴重なご意見ありがとうございました。今後も南島原市議会だよりをよろしく申し上げます。</p>
担当課	学校教育課・世界遺産登録推進室・商工観光課・議会事務局